

国朝刑律(黎朝刑律)について

片倉 穩

札を申し上げる。

第一節 テキストをめぐる問題

黎法を研究するための基本法典として、三種のテキストが現存する。一は国朝刑律(木版)であり、二は黎朝刑律(写本)であり、三は潘輝注 Phan Huy Chú が阮朝の明命二年(一八二二)に撰定した歴朝憲章類誌(写本 全四九巻)卷三三～三八に収録した刑律誌 Hinh Luat Chi である。原典の校訂作業が行なわれていない現段階では、これら三種のテキストを比較校合しながら、黎法を読むことがます肝要である。

もともと、黎朝(厳密には後黎朝一四二一八～一五一七、一五三二～一七八九)では、歴朝憲章類誌 卷四一 文籍誌 憲章類に、

国朝条律六巻、景興三十八年刊定印行、大約依国初洪徳原律と記されているように、まず、一五世紀、黎朝の聖宗洪徳年間(一四七〇～一四九七)に制定された洪徳原律 Hông Đúc Nguyễn Luat というのがあり、ついで、一八世紀後半にこれをほぼ踏襲して、国朝条律 Quốc Triều Điều Luật と称される法典が刊定印行された。天南余暇集 条律の光順九年(一四六八)七月初五日の条

はじめに

国朝刑律 Quốc Triều Hinh Luật (黎朝刑律 Lê Triều Hinh Luật)

は、中国法、とくに唐法の体系と原理を基本的に継承しながら、ベトナム固有の法慣習をよく後世に伝えており、ベトナム前近代法の性格と特徴を知らしめる貴重な文献である。ベトナム民主共和国 Nuởc Việt Nam Dân Chủ Cộng Hòa の史学界では、この法典を高く評価し、民族の史的発展過程におけるその進歩的性格を強調している。すでに内外において、この法典に関する全般的、個別的諸問題が考察の対象とされ、諸先学の少なくない業績が蓄積されている。わたくしは、これら先輩諸氏の諸研究に導かれつつ、国朝刑律に関する基礎的諸問題を究明するつもりであるが、この研究では、まずその手はじめとして、国朝刑律という法典の構成と内容に関する全般的かつ基礎的な問題点をとり上げて、これに若干の検討を加え、別稿における考察に備えておきたいと思う。

この小論を草するに当たり、山本達郎氏所蔵の黎朝刑律を利用させていただいた。山本氏の御好意に深く感謝の意を表わすとともに、当テキスト参照の機会を与えていただいた桜井由躬雄氏にも厚く御

に、「按国朝刑律云々」とあるから、洪徳原律以前に国朝刑律と呼ばれる法典が存した可能性もあるが、これについては詳細不明である。洪徳原律の方も現存しないので、その内容を窺うすべはないが、これを継承したと目される国朝条律は、その刊行年次を景興二八年（一七六七）とするのが正しいとされ、しかも、その全容を現存の国朝刑律（黎朝刑律 六卷）なる書によつて知ることが可能である。つまり、国朝と黎朝の各刑律には纂修年次が明記されていないが、この二書と国朝条律とは、構成と内容においてほぼ同一のものであると推定される。また、現存テキストは、太宗の大宝年間（一四四〇～一四四二）に阮麌 *Nguyễn Trãi* が編したという律書 *Luat Thu*’（六卷）と密接な関係があつたことも想定されるが、両者の関係を具体的に説明できる段階でない。ただあえて附言すれば、国朝刑律の増補香火令のなかには、昭宗の光紹二年（五一七）令が収載され、そこには洪徳以後に発布された法令も含まれているため、現行テキストが洪徳原律や律書と同一内容であるとはもちろんいえないと、法典の構成とか主要な内容の面ではそれほど大差はないかつたのかもしれない。いずれにせよ、国朝と黎朝の両刑律は、その淵源を律書や洪徳原律に遡ることができ、国朝条律とほぼ同一内容の書と見なされるのであって、黎法研究の最重要資料であることは疑う余地がない。

この研究では、パリ極東学院から東洋文庫にマイクロフィルムで提供された国朝刑律（図書番号 A 341, A 1995）を底本として使用する。この国朝刑律は、フランスがベトナムから撤退するとき、フランス極東学院がハノイでマイクロ化したもので、現在、パリ極東学院に所蔵されている。

両書を比較すると、篇目、構成および条文の排列は同じであるが、条文総数が、国朝刑律は七二二条、黎朝刑律は七二一条で、黎朝刑律の方には、国朝刑律 卷一 職制章に収録された、
諸奏写詔旨、未及宣示、而与外人通伝者、笞伍拾、貶毫資、
即機密事務者論加（二一九条）
という一条の律がなぜか採録されていない。この二一九番目の律は、なにかの理由で欠落したのであろう。次に、国朝刑律をみると、衛禁章に、「諸即採刈樵薦者、云々」という条文を独立した律として掲げているが、これは、その前の条文（八六条）に接続すべき一文であり、「諸」の一字は不要である。サイゴンで刊行された国朝刑律のベトナム語訳は、この衛禁章の一条を独立した律（八六条）と見なし、かつ、同じ衛禁章の七二条の律を七一条の後半部分に含めて訳出したため、七三から八六条までの条文番号が一つずつ食い違つ結果になつておらず、取り扱いに注意が必要である。国朝刑律は条文番号を附記しなかつたが、一方、黎朝刑律（山本達郎氏所蔵本による）は各条文の頭に通し番号を附しており、ドゥルスター氏のフランス語訳の通し番号とほぼ合致する。すでに、ドゥルスター氏自身が述

かつて、ハノイのフランス極東学院には、国朝刑律と黎朝刑律という書名を異なるが、ほとんど同内容の二種類の刑律が収蔵されていた。これらは、極東学院の蔵書を引き継いだベトナム、おそらく社会科学書院 *Thú Viên Khoa Học Xã Hội* に所蔵されているはずである。国朝刑律と黎朝刑律の二種のテキストの相関関係を確定することはむずかしいが、バー・ヴァン・マウ氏によると、黎朝刑律の方は、書名が国朝でなく黎朝とあるから、黎代よりのうちに手写されたものであろうという。

べたように、氏は、はじめ刑律誌によりフランス語訳注を開始したが、一九〇八年一二月にいたり、当時の極東学院長のメートル氏がフエの内閣で、この黎朝刑律を発見したため、爾後これによつて訳注を完成した。黎朝刑律とフランス語訳の通し番号が一致するのは当然といえよう。ただ、ドルスタル氏は国朝刑律を参照しなかつたようである。なぜなら、かれは、自己の訳注のなかで、両テキストの条文数の違いとか、国朝刑律にのみ見いだせる字句について、いつさい言及していないからである。

最近、グエン・ゴック・フィ氏が論述したように、黎朝と国朝の名を冠した両刑律には、黎朝宮廷に対する避諱の方針が採用され、改字が施されている。たとえば、黎の太祖の諱の利を避け、太祖の妻の陳を姫（黎朝刑律には剝、剝とある）に改変し、国朝刑律では、太祖の兄の諱の除の字を竊に改変した例があり、また、敬宗の維新の新を僻・僻・僻に改めたりしている。⁽⁷⁾ 潘輝注の刑律誌は、この黎朝避諱の原則にほとんど拘束されていないが、それは、潘輝注の書が阮代に著述された作品だからであろう。

国朝と黎朝の両刑律には、俗字・略字・別字の類がかなり使用されており（器↑器、還・遷・還↑還、雉↑難、养↑養、逃↑逃、晉↑管、寺↑等、等々）とくに、国朝刑律では、俗字と「よりも明らかに特殊な形の字も使われ、また、明白な誤字・誤植（囚と因、官と宮、妾と妾、等々）、脱字あるいは印刷の不鮮明な箇所（三九一、三九三、三九六各条の頭など）もある。ベトナムの漢籍に俗字や異体字の類が多いのは、主に写書という形式で後世に伝える書籍伝承のあり方によることも考えられるが、漢字の使用に当たって、正統的辞書に定めた法則のみに拘束されない、ベトナム人の漢字に対

する比較的自由な態度によるものもあるう。

さらに、これら三種のテキストの比較を続けると、国朝刑律は、数字を表示するときに、官府文書などで勝手な改竄を避けるためによく使われる筆画の多い漢字、すなわち大字（壹貳貳、參肆伍陸柒（柒）捌玖（𡇂）拾）を多用しているのが注目され、黎朝刑律でもつぱら使用された咱（𦵃）（聽の代用語）、寔の字が、国朝刑律では聽、寔の字で示され、時の字についても、国朝刑律はすべて時の字を用いたが、

黎朝刑律の方は阮朝嗣德帝の阮福時の時を避諱し、時の代わりに辰という字で記すなど、両書は用字法上で好対照をみせている。刑律誌は、ほとんどの場合、聽の代わりに咱を用いた点では黎朝刑律に近いが、実と寔、時と辰はどちらも混用の状態にあり、この点に関する限り、現行の刑律誌は統一した用字法を厳密には採用していない。刑律以外の黎朝法制史料を調査してみると、一般的にいつて、黎朝では、宗を避諱して尊を使い実の代わりに寔の字を用いるという原則は確立しておらず、これに対し、聽の代わりに咱を使うのは、かなり普通の用法であつたということができよう。

ドルスタル氏は、黎朝刑律に従い、フランス語訳の各条文に通し番号を記したが、この研究では、国朝刑律を底本としたため、国朝の条文排列に従つた通し番号を各引用条文末尾の括弧内に記しておいた。すでに述べたように、両刑律の構成と条文排列は同じであるが、ただ、国朝刑律の二一九番目のところには、黎朝刑律という名の写本に収載されていない別個の一条が挿入されているので、この二一九条から以後は、条文番号が順次、一つずつ食い違つことになる。この点に関しては、次節の条文番号対照表を利用されたい。

国朝刑律(黎朝刑律)について (片倉 橋)

八八

(1)

歴朝憲章類誌は写本としてのみ伝えられ、わが国では、東洋文庫に完本（一六冊本）が一部所蔵されている。ただし、この完本には国朝条律の印行年次を景興三〇年と記す。

(2)

国朝条律の景興二八年成立に關しては、E. Gaspardone, "Bibliographie Annamite", BEFEO, XXXIV, 1935, P. 44. 曰本達郎「安南黎朝の婚姻法」(『東方学報 東京』第八冊 [一九三八]) に、大七各頁。Đặng Phu'o'ng Nghĩ, *Les Institutions Publiques du Viêt-Nam aux XVIII^e Siècle*, Paris, 1969, PP. 27~28. Nguyễn Ngọc Huy, "Le Code des Lê : « Quốc Triều Hình Luật » ou « Lois Pénales de la Dynasties Nationales »" BEFEO, LXVII, 1980, PP. 190~194. 三本論文には多々教えられた。

(3)

M. R. Deloustal, "La Justice dans l'Ancien Annam," BEFO, IX, 1909, P. 91.

(4)

阮廟の律書に關しては、歴朝憲章類誌 卷四〔 文籍誌 憲章類 「律書六卷 太宗大宝年間、宰相阮廟刪定」 大越通史(皇越通史) 茂文志 憲章類 「律書六卷 大宝年間、阮廟定」 参照。パリのアジア協会所蔵の歴朝憲章類誌には、律書を刑律書と書くが、律書でよからべ。

(5)

松本信広「河内仏國極東学院所蔵安南本書目」(『史学』一三巻四号 一九三四年)によると、かつてのフランス極東学院に、黎朝刑律一本(A 2 6 6 9, A 3 4 0)、国朝刑律三本(A 3 4 1, A 2 7 5 4, A 1 9 9 5)が収蔵されていた。東洋文庫に提供されたのは、A 3 4 1 と A 1 9 9 5 6一本であるが、前者にはその巻頭に喪服図などが附載されている。同じ松本氏が「越南王室所蔵安南本書目」(『史学』一四巻二号 一九三五年)で紹介した新書院守冊と聚奎書院総目冊にも、黎朝刑律憲部參本と黎朝刑律參本が記されていた。一九五四年以後、ベトナムは極東学院の藏書を引き継いだが、川本邦衛「越南社会科学書院所蔵漢喃本目録」(『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』二号 一九七一)によると、書院は極東学院の図書番号

を継承した由である。

(6) Quốc Triều Hình Luật (Hình Luật Triều Lê), Saigon, 1956, P. VIII.

(7)

Nguyễn Ngọc Huy, op. cit., PP. 149~150. 国朝刑律には、賠償金の一種として地産錢というのがあるが、これは本来、地利錢であり、黎利の名を諱み、地産錢と改めたのである。前出グモン・ゴック・フイ氏も指摘するように、唐律疏議 卷二六 雜律「諸占固山野陂湖之利者、杖六十」が、国朝刑律 卷五 雜律章では、「諸占固山林陂湖之地產者、杖陸拾」(五七四条)と記し、利を地產に改めている。黎朝の避諱に關しては、大越史記本紀実錄 卷一 黎太祖戊申順天元年(一四一八)夏四月二十日、同書 卷二 黎太宗乙卯紹平二年(一四二五)二月、同書 同卷 黎仁宗癸亥大和元年(一四五二)三月十六日、同書 卷二 黎聖宗辛巳光順二年(一四六一)春正月の各條、阮朝の避諱に關しては、欽定大南会典事例 卷一一一 札部 禁條 敬避諱字を参照。国朝刑律によると、陳という字は三九四、三九七各条にみえる。

(8)

黎朝の法文中、聽の代わりに咱(一般にユルスと訓じる)の字が頻繁に使用された点については、つとに注目されできた。咱は中国の漢字であり、ベトナムの字喃 chū, nôm ではないが、律文上に用いられた咱はきわめて特徴のある用法である。一般に律のなかで使われた聽の字に關しては、『日本思想大系(3) 律令』(岩波書店一九七六)四九一頁参照。国朝刑律は、各条文の本文では咱の字を使っている。

(9)

黎朝刑律は、宗の字を諱み尊の字を用い、宗人を尊人、宗室を尊室と記すことも多いが、宗人と宗室の語を使っている場合もあり、必ずしも統一されていない。国朝刑律は宗を用い、刑律誌はしばしば欠画の宗という字を使っている。

第二節 国朝刑律の構成

国朝刑律は、全体を六巻で構成し、全部で七二三にのぼる条文を収載した。条文の総数は、元史刑法志の一〇五条には届かぬが、唐律五〇〇条、明律四六〇条に比べるとかなり多い。国朝刑律の収載条文数が唐律のそれよりもかなり多いという事実は、この刑律のなかに、唐明律に収録されていない条文が含まれていることを暗示する。ドルスター氏の指摘に従つて算出してみると、全七二三条の半数以上は黎律が独自に創出した条文であるということになる。氏の場合の独自性とは、主として唐明律との対比を基礎にして編み出されたものであるから、中国の令や条例、その他の諸法規との照合・対比を進めていけば、黎朝独自の条文と見なされた数は減少するであろう。しかし、黎律の新たに創出した条文が少くないことも確かであり、この点に関して、今後の精密な校合・吟味を期待したい。

国朝刑律をみると、中国の律を継受する際、それを機械的に継受するようなことは皆無に近く、なんらかの意味で加除と改変の跡がみられ、母法たる中国の律文よりも短縮されていることもあれば、また、必要に応じて増補されていることもあり、中国律の継受といつても、事はそう簡単ではなく、この点にも充分な研究上の配慮が肝要である。⁽¹⁾

まず、黎法典の文献相互の構成に関する問題、とくに、国朝刑律など三種のテキストの篇目と条文数の異同の問題点を検討することにしよう。そこで、考察の便宜上、国朝刑律、黎朝刑律と刑律誌の構成・条文の対照表を別表(1)として作成してみた。この表によつて

別表(1) 国朝刑律・黎朝刑律・刑律誌の構成と条文対照表

書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌	書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌
卷 1	1	1	卷 34	○	卷 35	37	37	○	
	2	2		○		38	38	○	
	3	3		○		39	39	○	
	4	4		○		40	40	○	
	5	5		○		41	41	○	
	6	6		○		42	42		
	7	7		○		43	43		
	8	8		○		44	44		
	9	9		○		45	45		
	10	10		○		46	46		
	11	11		○		47	47		
	12	12		○		48	48		
	13	13		○		49	49		
	14	14		○		50	50	○	
	15	15		○		51	51	○	
	16	16		○		52	52	○	△
	17	17		○		53	53	○	△
	18	18		○		54	54	○	△
	19	19		○		55	55	○	△
	20	20		○		56	56	○	△
	21	21		○		57	57	○	△
	22	22		○		58	58		
	23	23		○ △		59	59		
	24	24		○		60	60		
	25	25		○		61	61		
	26	26		○		62	62		
	27	27		○		63	63		
	28	28		○		64	64		
	29	29		○		65	65		
	30	30				66	66		
	31	31				67	67		
	32	32				68	68		
	33	33				69	69		
	34	34				70	70		
	35	35				71	71		
	36	36				72	72		

国朝刑律(黎朝刑律)について
(片倉穂)

書名 卷数 目次	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数 目次	類誌・刑律誌	書名 卷数 目次	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数 目次	類誌・刑律誌
	73	73				111	111		
	74	74		○※		112	112		
	75	75		○※		113	113		
	76	76		○※△		114	114		
	77	77		○※△		115	115		
	78	78		○※△		116	116		
	79	79				117	117		
	80	80		○※△		118	118		
	81	81		○※		119	119		
	82	82		○※△		120	120		
	83	83				121	121		
	84	84				122	122		
	85	85		○※△		123	123		
	86	86		○※		124	124		
	87	87		○※△		125	125		
	88	88				126	126		
	89	89				127	127		
	90	90				128	128		
	91	91				129	129		
	92	92				130	130		
	93	93				131	131		
	94	94		○※		132	132		
	95	95				133	133		
	96	96				134	134		
卷 2	97	97				135	135		
	98	98				136	136		
	99	99				137	137		
	100	100	(47)			138	138		
	101	101				139	139		
	102	102				140	140		
	103	103				141	141		
	104	104				142	142		
	105	105				143	143		
	106	106				144	144		
	107	107				145	145		
	108	108				146	146		
	109	109				147	147		
	110	110				148	148		

書名 卷数 目次	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数 目次	類誌・刑律誌	書名 卷数 目次	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数 目次	類誌・刑律誌
	149	149				187	187		
	150	150				188	188		
	151	151				189	189		
	152	152				190	190		
	153	153				191	191		
	154	154				192	192		
	155	155				193	193		
	156	156				194	194		
	157	157				195	195		
	158	158				196	196		
	159	159				197	197		
	160	160				198	198		
	161	161				199	199		
	162	162				200	200		
	163	163				201	201		
	164	164				202	202		
	165	165				203	203		
	166	166				204	204		
	167	167				205	205		
	168	168				206	206		
	169	169				207	207		
	170	170				208	208		
	171	171				209	209		
	172	172				210	210		
	173	173				211	211		
	174	174				212	212		
	175	175				213	213		
	176	176				214	214		
	177	177				215	215		
	178	178				216	216		
	179	179				217	217		
	180	180				218	218		
	181	181				219	(取録せす)		
	182	182				220	219		
	183	183				221	220		
	184	184				222	221		
	185	185				223	222		
	186	186				224	223		

国朝刑律(黎朝刑律)について
(片倉 機)

書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌	書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌
	225	224				263	262		○
	226	225				264	263		
	227	226				265	264		
	228	227				266	265		
	229	228				267	266		
	230	229				268	267		○ △
	231	230				269	268		○
	232	231				270	269		
	233	232				271	270		
	234	233				272	271		○
	235	234				273	272		○
	236	235				274	273		○
	237	236				275	274		○
	238	237				276	275		○
	239	238				277	276		○
	240	239				278	277		○
	241	240		○ △		279	278		
	242	241		○		280	279		○
	243	242		○		281	280		○
	244	243		○		282	281		○
	245	244				283	282		○
	246	245				284	283		○
	247	246				285	284		○ △
	248	247				286	285		○
	249	248				287	286		○ △
	250	249				288	287		○ *
	251	250				289	288		○ *
	252	251				290	289		○ *
	253	252		○		291	290		○ *
	254	253		○ △		292	291		○ *
	255	254				293	292		○ *
	256	255				294	293		○ *
	257	256		○		295	294		○ *
	258	257		○		296	295		○ *
	259	258		○		297	296		○ *
	260	259		○		298	297		○ *
	261	260		○		299	298		○
	262	261		○		300	299		○

書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌	書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌
	301	300		○		339	338		○
	302	301		○		340	339		○
	303	302		○		341	340		○
	304	303		○		342	341		○
	305	304		○		343	342		○
	306	305		○		344	343		○
	307	306		○		345	344		○
	308	307		○		346	345		○
	309	308		○		347	346		○
	310	309		○		348	347		○
	311	310		○		349	348		○
	312	311		○		350	349		○
	313	312		○		351	350		○
	314	313		○		352	351		○
	315	314		○		353	352		○
	316	315		○		354	353		○
	317	316		○		355	354		○
	318	317		○		356	355		○
	319	318		○		357	356		○
	320	319		○		358	357		○
	321	320		○		359	358		○
	322	321		○		360	359		○
	323	322		○		361	360		○
	324	323		○		362	361		○
	325	324		○		363	362		○
	326	325		○		364	363		○
	327	326		○ △		365	364		○
	328	327		○		366	365		○
	329	328		○		367	366		○
	330	329		○		368	367		○
	331	330		○ △		369	368		○
	332	331		○ *		370	369		○
	333	332		○ *		371	370		○
	334	333		○ *		372	371		○
	335	334		○ *		373	372		○
	336	335		○ *		374	373		○
	337	336		○ *		375	374		○
	338	337		○		376	375		○

国朝刑律(黎朝刑律)について
 (片倉穣)

書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌	書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌
	377	376		○		415	414		○
	378	377		○		416	415		○
	379	378		○		417	416		○
	380	379		○		418	417		○
	381	380		○		419	418		○
	382	381		○		420	419		○
	383	382		○		421	420		○
	384	383		○		422	421		○
	385	384		○		423	422		○
	386	385		○		424	423		○
	387	386		○		425	424		○
	388	387		○		426	425		○
	389	388		○		427	426		○
	390	389		○		428	427		○
	391	390		○		429	428		○
	392	391		○		430	429		○
	393	392		○		431	430		○
(14)	394	393		○		432	431		○
	395	394		○		433	432		○
	396	395		○		434	433		○
	397	396		○		435	434		○
	398	397		○		436	435		○
	399	398		○		437	436		○
	400	399		○		438	437		○
	401	400	卷 36	○ ※		439	438		○
	402	401		○ ※		440	439		○
	403	402		○ ※		441	440		○ △
	404	403		○ ※		442	441		○
	405	404		○ ※		443	442		○
	406	405		○ ※		444	443		○
	407	406		○ ※		445	444		○
	408	407		○ ※		446	445		○
	409	408		○ ※		447	446		○
	410	409		○ ※△		448	447		○
卷 4	411	410		○		449	448		○
	412	411		○		450	449		○
	413	412		○		451	450		○
	414	413		○		452	451		○

書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌	書名 卷数	国朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌
	453	452		○		491	490		○
	454	453		○		492	491		○
	455	454		○		493	492		○
	456	455		○		494	493		○
	457	456		○		495	494		○
	458	457		○		496	495		○
	459	458		○		497	496		○
	460	459		○		498	497		○
	461	460		○		499	498		○
	462	461		○		500	499		○
	463	462		○		501	500		○
	464	463		○		502	501		○
	465	464		○		503	502		○
	466	465		○		504	503		○
	467	466		○		505	504		○
	468	467		○		506	505		○
	469	468		○		507	506		○
	470	469		○		508	507		○
	471	470		○		509	508		○
	472	471		○		510	509		○
	473	472		○		511	510		○
	474	473		○		512	511		○
	475	474		○		513	512		○
	476	475		○		514	513		○
	477	476		○		515	514		○
	478	477		○		516	515		○
	479	478		○		517	516		○
	480	479		○		518	517		○
	481	480		○		519	518		○
	482	481		○		520	519		○
	483	482		○		521	520		○
	484	483		○		522	521		○
	485	484		○		523	522		○
	486	485		○		524	523		○ △
	487	486		○		525	524		○
	488	487		○		526	525		○
	489	488		○		527	526		○
	490	489		○		528	527		○

国朝刑律(黎朝刑律)について
(片倉種)

書名 卷数	國朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌	書名 卷数	國朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌
詐 偽 章 (38)	529	528		○	雜 律 章 (92)	567	566		○
	530	529		○		568	567		○
	531	530		○		569	568		○
	532	531		○		570	569		○
	533	532		○		571	570		○
	534	533		○		572	571		○
	535	534		○		573	572		○
	536	535		○		574	573		○
	537	536		○		575	574		○
	538	537		○		576	575		○
	539	538		○		577	576		○
	540	539		○		578	577		○
	541	540		○		579	578		○
	542	541		○		580	579		○
	543	542		○		581	580		○
	544	543		○		582	581		○
	545	544		○		583	582		○
	546	545		○		584	583		○
	547	546		○		585	584		○
	548	547		○		586	585		○
	549	548		○		587	586		○
	550	549		○		588	587		○
	551	550		○		589	588		○
	552	551		○		590	589		○
	553	552	卷37	○		591	590		○
	554	553		○		592	591		○
	555	554		○		593	592		○
	556	555		○		594	593		○
	557	556		○		595	594		○
	558	557		○		596	595		○
	559	558		○		597	596		○
	560	559		○		598	597		○
	561	560		○		599	598		○
	562	561		○		600	599		○
	563	562		○		601	600		○
	564	563		○		602	601		○
	565	564		○		603	602		○
	566	565		○		604	603		○

書名 卷数	國朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌	書名 卷数	國朝刑律	黎朝刑律	書名 卷数	類誌・刑律誌
卷 6 捕 亡 章 (13)	605	604		○	捕 亡 斷 獄 之 律 (78)	643	642		○
	606	605		○		644	643		○
	607	606		○		645	644		○ △
	608	607		○		646	645		○
	609	608		○		647	646		○
	610	609		○		648	647		○
	611	610		○		649	648		○
	612	611		○		650	649		○
	613	612		○		651	650		○
	614	613		○		652	651		○
	615	614		○		653	652		○
	616	615		○		654	653		○
	617	616		○		655	654		○
	618	617		○		656	655		○
	619	618		○		657	656		○
	620	619		○		658	657		○
	621	620		○		659	658		○ △
	622	621		○		660	659		○
	623	622		○		661	660		○
	624	623		△		662	661		○
	625	624		○		663	662		○
	626	625		○		664	663		○
	627	626		○		665	664		○
	628	627		○		666	665		○
	629	628		○		667	666		○
	630	629		○		668	667		○
	631	630		○		669	668		○
	632	631		○		670	669		○
	633	632		○		671	670		○
	634	633		○		672	671		○
	635	634		○		673	672		○
	636	635		○		674	673		○
	637	636		○		675	674		○
	638	637		○		676	675		○
	639	638		○		677	676		○
	640	639		○		678	677		○
	641	640		○		679	678		○
	642	641		○		680	679		○

書名 目録	国朝刑律	黎朝刑律	書名 目録	類誌・刑律誌
	681	680		○
	682	681		○
	683	682		○
	684	683		○
	685	684		○
	686	685		○ △
	687	686		○
	688	687		○
	689	688		○
	690	689		○
	691	690		○
	692	691		○
	693	692		○
	694	693		○
	695	694		○
	696	695		○
	697	696		○
	698	697		○
	699	698		○
	700	699		○
	701	700		○
	702	701		○
	703	702		○
	704	703		○
	705	704		○
	706	705		○
	707	706		○
(65)	708	707		○
	709	708		○
	710	709		○
	711	710		○
	712	711		○
	713	712		○
	714	713		○
	715	714		○
	716	715		○
	717	716		○

書名 目録	国朝刑律	黎朝刑律	書名 目録	類誌・刑律誌
	718	717		○
	719	718		○
	720	719		○
	721	720		○
	722	721		○
(条文総数)	(722)	(721)	(条文総数)	(526)

〔備考〕

- ① 国朝刑律と黎朝刑律の項の数字は、所収条文の通し番号である。
- ② 括弧内の数字は、当該篇目に収録する条文数であり、類誌・刑律誌の巻数は、歴朝憲章類誌の巻数である。
- ③ 刑律誌の○印は、左記番号の条文が刑律誌に収録されていることを示す。
- ④ ※印は、刑律誌の条文排列において、両刑律との間に異同があり、もしくは混乱があることを示す。とくに332~337条は田産章に混在し、401~410条は464条のあとに排されている。
- ⑤ △印は、刑律誌の当条文に比較的大きな脱落部分があることを指す。331条の後半は田産章のなかに独立した条文として紛れ込んでいる。このほか、注の省略、字句の異同がかなりみられる。
- ⑥ なお、パリのアジア協会所蔵の刑律誌(HM2126)をみると、54、55、370、371の4条が欠落し、273と274条の排列が前後逆になっている。また、459条を独立した条文とせず、これを458条に付けて収録している。

も歴然たるごとく、国朝と黎朝の両刑律は、条文総数が一つ食い違う点を除き、篇目次序も条文の排列順序も完全に同一であり、両者の間には根本的な問題点を見いだせない。ただ、黎朝刑律の冒頭に掲げた目録には、違制章を職制章と記すが、これは、後述するように、違制章が正確であつたと推察する。また、両刑律の始増田産章には、冒頭の目録には表記されなかつたが、増補香火令(四条)と増補參酌校定香火(九条)の合計一三条が附されていることを確認しておきたい。これらは、律というよりは、令、および令に刑罰を附したような条文である。

国朝刑律(あるいは黎朝刑律)と刑律誌とを比較して、まず注される点は収録条文数の違いである。別表(1)が示すように、刑律誌の条文総数が両刑律より約二〇〇条ほど少ないのは、第一に、刑律誌では違制章の大部分が欠落していること、第二に、刑律誌のいくつかの篇目のなかで未収載の条文が存すること、そのためである。違制雜犯之律には、合計九二の条文を収録したが、実は、この篇目には国朝刑律 雜律章の全九二の条文を収載するのみで、違制章の全一四四条の方はすっかり欠落してしまっている。もともと、潘輝注は刑律誌を編纂するに当たり、たとえば、刑律誌に収録した禁衛律への接文のなかで、「原律共四十七条、今特畧撮其要如右」と述べたように、かれが参考した黎法典の全部を収録する意図は最初からもつていなかつたようであるから、いくつかの篇目において、若干の条文が欠落しているのはそれなりに理解できる。難解なのは、なに故、違制雜犯之律に違制章の諸条文が収録されていないのかといふ問題である。これには二つの場合を考えられる。第一は、潘輝注が最初から違制章の部分を自書に収載しなかつた、第二は、潘輝注

以後、伝写の際などに生じた混乱と錯誤の結果である、場合が想定される。いずれが是かという確答を与える決定的根拠はなにもないが、少なくとも違制雜犯之律という名の篇目がある限り、潘自身がこの刑律誌を編纂した当時、違制関係の条文を収録したか、収録しようとしていたと推考できるのではなかろうか。もし、違制関係の条文を除外し、最初から掲載する意思がなければ、この違制雜犯之律という篇目を掲げる意味がなくなるからである。しかも、この篇目の末尾には、「以上凡三十八条」と記すが、これも實際は九二条と書かねばならず⁽²⁾。この点にも、潘以外の人物による錯誤があつたことを想定させる。また、潘輝注は各篇目の末尾などに貴重な按文を書いたが、各篇目で按文がないのは、盜賊姦淫之律と問題の違制雜犯之律だけである。違制とあれば、当然、職制との関係を説明してしかるべきであるのに、そのような按文が見当らないのも脱落した故かもしれない。要するに、潘輝注は、みずから手になる刑律誌に違制関係の条文を収録したか、あるいは収録しようとしていたのであつたが、その後、理由は定かでないが、この部分が脱落するにいたつたか、未掲載の状態で今日にいたつたと憶測しておく。

国朝刑律と刑律誌の構成を対比すると、前者がすべて章別に編成されているのに対し、後者は章別などの編成もあるが、「何々之律」など篇目を立てた形式がもつとも多い。これは、国朝刑律の二章を一つの律目に一括編成した形式である。禁衛軍政之律の按文末尾に、「以軍政各条並載」とあるのは、禁衛と軍政とは本来、別個の独立した篇目として存したが、潘輝注により一括再編されたことを物語る。このように刑律誌は、これまでに存在した法典の篇目名称を大幅に改変することなく、しかし、独自の構成のもとに編纂された

のである。
ここで、ふたたび別表(1)により、篇目の名称に目をやると、国朝および黎朝各刑律の衛禁、姦淫、闘訟、雜律の諸章に相應するのが、刑律誌では禁衛、姦淫、殴訟、雜犯となつておらず、意味は同じだが、表現に異同が見受けられる。国朝刑律の前記章名は、姦淫以外は、唐律の篇目名をそのまま踏襲したものであるのに対し、刑律誌の方は、唐律の篇目名称とは必ずしも一致しない結果になつてゐる。これららの異同は、黎律のテキストの相違に由来するのであろうか。それとも他に理由があるのであろうか。まず、禁衛と殴訟に関してであるが、この二語は、黎法典において衛禁と闘訟という篇目で存在したと解するのが正しい。その理由は、刑律誌の冒頭で、潘自身が刑律誌の構成について、

(前略)先述沿革、次載條律、曰歷代刪定之綱、曰刑法名例之別、曰衛禁軍政之律、曰戶婚田產之律、曰盜賊奸淫之律、曰闘訟詐偽之律、曰違制雜犯之律、曰捕亡斷獄之律、曰勘訟事例之律、刑典律章、備詳登錄、使覽者有所考云
と述べ、衛禁と闘訟なる律目名を明示しており、同じ刑律誌の禁衛

軍政之律の按文に、

按禁衛律古為宮衛、唯載宮闈禁戒各條、晉宋皆然、北齊始以閔禁附之、更名禁衛、隋改為衛禁律、黎朝用之、原律共四十七條、今特畧撮其要如右、而以軍政各条並載云
と記し、黎朝では、衛禁なる律目名を採用したことを指摘しているからである。雜律を雜犯に改めたのは、違制雜律之律という重複した表現を回避したためではあるまいか。雜犯は、元明をはじめ、中國の律でも篇目の名称として使われており、雜律と同意語であった。

国朝刑律の雜律章、天南余暇集、條律の雜律十条などから考へても、黎朝では、雜律という篇目を繼受したが、刑律誌は、雜律の代用語として雜犯を採用したのであろう。潘輝注が姦通とせず姦淫と表記した理由は不詳だが、かれの利用した黎法典のテキストには、姦通という名の篇目が掲げられていたと推測される。

次に、国朝刑律と中国の基本法典との間の構成上の相違を比較検討してみよう。参考のため、国朝刑律、唐明律および元史刑法志の篇目対照表を作成すると、別表(2)のようになる。⁽³⁾一見して明らかなるごとく、国朝刑律（もちろん黎朝刑律も）は、基本的に唐律の構成を継承したことが明白である。篇目の名称とその排列の順序も、おむね唐律に準拠している。だが、両者は完全に同一ではなく、いくつかの異同を抽出することができる。

すなわち、第一に、国朝刑律は全条文を章別に分類編成したこと
が注目される。すでに、洪徳善政書に戸婚章、田産章、教戒章の章
名があることから考えて、この章別編成は、すでに洪徳原律において採用されてい
た可能性が大きい。法典類を章別に構成する方法は、すでにかの漢の蕭何の九章律にその先例を見いだすことができるな
ど、国朝刑律が独自に案出したものではないが、国朝刑律には、中國法でいう令に相当する条文に刑罰を附した条文も含まれており、
刑律の構成を律別とするより章別とする方がより合理的であったと
思う。それ故、始増田産章の末尾に香火関係の令に罰則を配した一、
三の条文を併載しても、さしたる違和感を与えることがなかつたの
ではなかろうか。

第二に、唐律の厩庫律と擅興律には相当するのが軍政章であるが、この章は、唐律の篇目配置の順序と異なり、戸婚の前にその位

別表(2) 国朝刑律と中国律の篇目対照表

(括弧内の数字は篆文数を示す)

置を占めている。黎律において、戸婚の前に軍政を置き、これを違制に接続させたのは、文武官関係の条文を引き離さない意図が働いたためか、それとも、私人間の問題を主とする戸婚より、国家権力や機構に係わる犯罪行為をまず重視したためかもしれない。この排列の順序は元律に同じである。軍政という篇目名は明律にみえるから、明律の篇目を継受したと考えてよからう。

第三に、国朝刑律に定めた独自の篇目として、田産章、始増田産章（増補香火令、増補参酌校定香火を含む）、姦通章の三篇がある。このうち、姦通章を除く二章には、黎律独自の諸規定が数多く収載されており、この両章は、国朝刑律が独自に創出した章名である。姦通章は、唐律にはかくのごとき独立した篇目はないが、元律に姦非、明律に犯姦が存することを考慮すると、元明律、ことに明律の影響と見なして大過なかろう。ただし、章名は犯姦ではなくて姦通であり、ここにも、中国律を機械的に継受しなかつた立法精神の一端を窺知することができる。

第四に、唐律の職制と賊盜の各律が、国朝刑律では違制と盜賊の章名になつておらず、唐黎兩律の間で篇目の名称に異同がある。まず、職制と違制の異同だが、唐元明の各律は職制という篇目を掲げたのに、なぜ国朝刑律はあえて違制という章名に改変したのであるつか。ドウルスター氏は、これを職制の誤写と推断し、グエン・ゴック・フイ氏は、違制一四四条の大多数が公職と関係のない法規であり、よつて違制は誤りではないと断じた。⁽⁴⁾ わたくしは、後者の説に与する。中国では、違制なる篇目は、晋律にはじまり、梁・北魏・北齊・北周などの各律に継承され、隋の開皇律にいたって職制に改名された。中国にこのような違制から職制への歴史があり、かつ、黎律の

違制が、官吏の職務規定、とくに官職に関する規定のみを収録した章ではないことから判断すると、違制を職制の誤りと解するのではなくであろう。盜賊と賊盜の問題にしても、盜賊を賊盜の誤写・誤字と安易に片づけてはならない。なぜなら、すでに天南余暇集條律に「盜賊十二条」の項目があり、盜賊の語が明確に使われており、それに、隋の開皇律をはじめ、元律にも盜賊なる篇目が存するからであつて、この問題も盜賊章が正確であったと思う。⁽⁵⁾

唐律の賊盜と黎律の盜賊とを比較吟味すると、条文数は互いに全五十四条で完全に合致するが、しかし、条文の内容と排列には若干の異同があり、内容においては、唐律もしくは明律の律文を継受しつつ修正・加除を施して、一個の条文を作成したもの（四三五、四三九、四四三の各条）、唐明律には存在しないが、国朝刑律には独立した条文として定められたもの（四一三、四二五、四二六、四二八、四三四、四三八、四四一、四四五、四四六、四四七、四四八、四五一、四五二、四五五～四五九、四六一～四六四の各条）唐明律では条文として収載されたにもかかわらず、国朝刑律では採用されなかつたものの、の三種に分類され、この点は、他の章の内容と大差ない。条文排列の順序においても、顕著な差異はみられず、おおむね唐律の排列（賊と盜の順）に準拠しており、独自の方法と原則で配置した形跡は見当たらない。量刑に關しても、軽重多様であり、一律に刑の輕重を比較論斷することはむつかしい。これらは、他の章にもほぼ共通した傾向であり、盜賊章だけの固有の傾向ではない。したがつて、この盜賊章の内容と排列を検討した範囲内では、さきの潘輝注における禁衛の事例と同様、賊盜をあえて盜賊に転倒させた確固たる理由を示すことは困難であり、盜賊は賊盜の同義語として用

解することができるであろう。

いられたといふにとどめざるをえない。歴朝憲章類誌 卷三六 殿訟詐偽之律の末尾按文にも、罵詈を詈罵と転倒させた事例があり、内容に異同がなくとも語順を転倒させた場合があつた。ただ、もし、成文法の章名変更は一般用語の改変とは違つて、格別の意識と意図が働いたと解するならば、この語順転倒という行為のなかに、唐明律に対する独立性と差異性を少しでも貫こうとした国朝刑律編纂者の意識を憶測することが不可能ではないと思うが、これは、あまりにも思い過ごしであろうか。

第五に、これは条文の排列に関わる問題だが、唐律を踏襲した条文のなかに、たとえば、唐律疏議では廐庫と擅興の各律に所属していた条文が、国朝刑律では雜律章に収載され、同じく、唐律疏議では捕亡律に所属していた条文が、黎律では軍政章に収載されるというように、同じ趣旨と内容の律文でありながら、所属篇目を異にした場合が見受けられる。⁽⁷⁾ このような事例はそれほど多くはないけれども、国朝刑律編成の際に一定の配慮がなされた結果だといえよう。なお、このほか中越両律を比較対照して注目される問題点として、国朝刑律には、二、三の条文で唐律の疏議の字句が律の正文に組み込まれたこと、明律の排列に従つたと思われる条文があること、唐明律の二条以上の律を改変して一本化した条文がみられること、などを指摘しなければならないが、こうした諸点についても、別稿などで究明してゆきたいと思つ⁽⁸⁾。

以上、国朝刑律の構成をめぐる若干の問題点を指摘してみたが、この刑律は、母法たる唐律を基本的に継受し、かつ、明律などの中國法の影響を被つたが、けつして機械的な模倣に終始せず、ベトナムの国家と社会の現実に対応しうるように構成されていたことを理

(1)

楊廷福氏は「『唐律』対亞州古代各國封建法典的影響」(『社会科学戦線』一九七八年一期 経済学) 一三七頁において、中国律の洪徳律に対する影響を強調し、名例、田産および香火以外の律文の約〇分の七が唐律、同じく約一〇分の三が明律に同じであると述べている。黎律が中国律を母法としたことはくり返すまでもないが、類似の条文においても、少なからざる筆削、補訂および増補が加えられており、氏の」とき見解を額面通り受け取るわけにはいかない。

小異である。

(2)

刑律誌には、条文の排列と条文数の集計にも少しく混乱がみられる。別表(1)※印参照。潘自身は詐偽律の収録数を二八条と書いているが、現行本では、なにかの理由で二条(五二六、五二七条)が欠落し、実際の収録数は三六である。

(3)

経世大典 憲典をほとんど載録したとされる元史 卷一〇二一
○五 刑法志の篇目次序は、別表(2)のとおりであるが、経世大典の憲典には、別に赦宥、獄空、附録序が附加されている。小竹文夫岡本敏二編著『元史刑法志の研究訳註』(教育書籍 一九六二) 三一四二、一一七~三三〇頁。

(4)

M. R. Deloustal, *op. cit.*, P. 765. Nguyễn Ngọc Huy, *op. cit.*, P. 172.

(5)

中国律における違制なる篇目に関しては、たとえば程樹德『九朝律考』(商務印書館 一九五五) 二三三、三一七、三五〇、三九九、四一六の各頁、内田智雄編『訳注中國歷代刑法志』(創文社 一九六四) 一二四頁、同『訳注統中國歷代刑法志』(創文社 一九七〇) 一五、二〇、五五、六六、一一六各頁。盜賊の篇目に関しては、前記程著書 四二一頁、内田編著 九二、一四五頁、内田編著(続) 九三頁参照。

(6)

養老律の賊盜律は、唐律の賊盜の形式と内容をほぼ踏襲したが、唐律疏議 卷一九 賊盜「諸監臨主守自盜、及盜所監臨財物者、加凡盜二等、三十匹絞」を律の正文として採用せず、監守盜の刑を凡盜の場合と同じ扱いにした。国朝刑律は、これを盜賊章に「諸監臨主守自盜者、以凡盜論、倍貯物分」(四三七条)として掲げ、凡盜扱いという点では養老律と合致する。養老律が監守盜を中国のようないきめ細かい刑に処しなかった理由について、わが国では、君主権に対して貴族や官僚の勢力が強大であったからといわれているが、ベトナムにあつても、かかる理由が存したものであろうか。養老律の当問題に関しては、利光三津夫『律令及び令制の研究』(明治書院 一九五九)四三一、四六頁、第一節注(8)掲『律令』四九七一四九八頁参照。

一例を示すと、軍政章「諸軍人逃亡、徒象坊兵、再犯以流論(後略)」に相当する条文は、唐律の捕亡律に収録されている。その他、雜律章の五五八、五六三、五八一の各条は唐律の廐庫律に収録され、同章の五六六、五七〇の各条は唐律の擅興律に属していた条文を継受した。

(8) 一々正確な具体的な事例を示し、吟味するのは専論に譲ることとし、ここでは代表的な例示にとどめる。二つの条文の一本化は四一六、五七二、疏議の本文化は六〇六、明律に準拠した排列は四一三一四一七、等の各条をとりあげて参考照。

第三節 刑罰体系

かつて、仁井田陸氏が黎朝刑法上の諸原則を唐明律と比較して総括するなかで述べられたように、黎律を著しく特徴づけるものは、実刑制度と賠償制度という二つの原理が併存していることである。¹⁾ 実刑制度は、全体として中国の刑罰体系を継承し、部分的にベトナム固有の法慣習を反映したのに対し、賠償制度は、中国の贖罪や賠償制度に多くを学びながらも、ベトナムの伝統的な賠償制度の歴史

的展開の線上に位置づけることができるようと思つ。あえて大胆にいえば、ベトナムの賠償制は本来、カンボジア、タイ、ビルマあるいはターキー(ムアン法)などの前近代法に共通してみられる賠償制の一環として理解することができ、これが中国の法体系を継受するなかで、その実刑主義と法原理を活用して再構成されたのが国朝刑律であり、この意味で、国朝刑律は、巨視的には東南アジア法系と中国法系の両原理が独自の創意工夫を加えて融合した史的所産ではないかという見通しをもつてゐる。国朝刑律の賠償制度に関しては、二、三の別稿で詳述するので、ここでは、次節で刑の法定形式を考察するために必要な刑罰体系について、概略的に整理し、わたくしなりに一、二の問題点を提示しておく。

まず、国朝刑律 名例章の冒頭に、基本的刑罰体系として次の五刑を掲げてゐる。

五刑

笞刑五	一〇、二〇、三〇、四〇、五〇
杖刑五	六〇、七〇、八〇、九〇、一〇〇
徒刑三	役丁・役婦、象坊兵・炊室婢、種田兵・眷室婢
流刑三	近州、外州、遠州
死刑三	絞・斬、梶、陵遲

周知のごとく、五刑は中国律、とくに唐律の五刑を継承したことが明白であるが、それにもかかへらず、かなりの改変が加えられたことを看過しえない。これらのベトナム的改変は、先行王朝の李や陳の数回にわたる律編纂においてすでに実施されていた。

身体刑である笞刑と杖刑の各五等は、刑罰の名称、等級および量刑とともに唐明律と同一である。これらは、唐明律の笞杖刑の系統に

属するが、同時に、唐律の五刑を繼受した先行王朝の笞杖刑を踏襲したものでもあった。⁽²⁾ ただ、原注が記すように、笞は、これを単用する場合と、罰錢と貶資に併科する場合があり、杖も、これを単用する場合と、貶資、徒刑と流刑に併科する場合があり、原則として女子には杖を使用しないことになっていた。それ故、女子には笞六〇や笞八〇などの場合もありえた。⁽³⁾

徒刑は、ベトナム独自の等級、名称と内容をもつてている。国朝刑律の徒刑には、唐明律のような年限規定がみられず、罪の輕重と性別により徒刑囚の配属先と労働内容に異同があつた。徒刑のうち、もつとも軽い役丁、役婦には杖八〇(男子)、笞五〇(女子)が併科され、次の象坊兵、炊室婢には杖八〇(男子)、笞五〇(女子)のほか、さらに男女両性に刺項二字が併科され、もつとも罪の重い種田兵、春室婢には杖八〇(男子)、笞五〇(女子)以外に、さらに男女に刺項四字が併科され、それぞれ居作する定めであつた。⁽⁴⁾

流刑は、唐明律の流刑のような都からの里数の差による五等制を採用せず、一種の地域別三等制を設けた。これは、大越國の領域が中國に比し狭小であったことにも主要な理由があつたと思われる。もつとも近い近州(乂安 Nghê An, 河華 Hà Hoaなど)は、男犯に杖九〇、刺面六字、帶鐸一重、女犯に笞五〇、刺面六字が併科され、外州(布政 Bố Chínhなど)は、男犯に杖九〇、刺面八字、帶鐸二重が併科され、遠州(新平州 Tân Bình Châuなど)は、男犯に杖一〇〇、刺面一〇字、帶鐸三重が併科されたが、女犯の場合は、外州も遠州も、近州とまったく同一の笞と刺面が附科された。

唐明律では、女子が流罪を犯したとき、原則として流の換刑、すなわち留住法(杖と服役をもつて流刑に替え、現住地にとどめる)

が適用されたけれども、黎律にこのような原則が採用されたか否か詳らかでない。⁽⁵⁾ 国朝刑律に定めた杖数と刺面の字数は、あくまでも原則であつて、現実の問題としてすべてこの原則通りに運用されていたのではないか。なぜなら、天南余暇集条律(洪徳二十年(一四八九)の「奸通十条」に、「一、求奸人妻、杖一百、刺面八字、流遠州」、同書 同年)の「軍政六条」に、「一、逃扈從者、杖九十、流遠州」とあり、洪徳善政書(喪服制例)にも、「一、居父母喪、遊縱酒色戲謔、不為哀、杖九十、流遠州」とあって、国朝刑律の規定によれば当然、刺面一〇字、杖一〇〇とあるべきところが、刺面八字、杖九〇となつておる。⁽⁶⁾ この基本法典の定めと合致しない事例を見いだしうるからである。右の諸事例に誤字があるのではけつしてなく、基本法典と現実の運用面における不一致の一面を物語るものであろう。

死刑、すなわち生命刑も、唐明律の絞、斬二等制と異なり、三等制を採用し、梟と陵遲(凌遲)の加わっているのが注目される。中國の文献によると、早くも唐より前、死刑の一種として梟首といふ刑罰があつたが、隋唐以後、刑名の一としての梟首は除かれることになった。ところが、国朝刑律をみると、死刑の一として梟首が正規の位置を占めているのであり、さらに、死刑の極刑たる陵遲といふ刑罰が、これも正規の刑名として規定されている。黎代における陵遲刑の存在に関しては、すでに潘輝注が着目し、中国で陵遲が死刑の一として刑書に明記されたのは元にはじまるが、わが黎律は、この元の刑名の一としての陵遲を踏襲したと述べた。⁽⁷⁾ ベトナムでは、う名の刑が実施されたが、基本法典のなかで、この刑を五刑の一と

して正式に確認できるのは、国朝刑律においてである。一方、北方では、遼、金や宋で凌遲が刑制として実施されたことは確かであるが、刑法典のなかでこの凌遲を五刑の一として明記したのは、元律が最初である。明律のなかにも凌遲処死なる刑罰は数箇所みえるが、五刑としての死刑は、絞と斬の二等制であった。^{〔9〕}前記潘輝注の意見を是として認めることができよう。

もつとも、国朝刑律は、凌遲を死刑の一と定めたにもかかわらず、全七二二条の条文中に、一度も凌遲を具体的に法定しなかった。ちなみに、この法典のなかで死刑と法定した事例を数えると、絞は三七回、斬は八九回、梶は七回、凌遲は〇回、死とあるのが三〇回である（次節別表〔3〕参照）。無論、条文中に凌遲の語がみえないから、この極刑が実施されなかつたわけではない。死三〇回は、凌遲刑を裁量しうる幅を与えた刑の法定形式であるし、古黎律例の国朝新增条例六十四条には、「一条、通淫繼母、繼子男^{〔定〕}完陵遲論」、二条、子殺父、刑論陵遲、十惡五逆」とあつて、凌遲を明記した罰則規定も発布されていた。それにもかかわらず、国朝刑律の条文上に凌遲が登場しないという事実は、この加辱的刑罰を五刑の一として明記しておくことに大きな意義があるのであって、そこに、中国法と同様、この国朝刑律にも威嚇主義的、予防主義的性格の備わっていたことを察知することができる。

国朝刑律には、罰錢の規定もあつたが、罰錢は、官僚などを中心とした諸階層による軽微な罪に対し課せられ、財産刑の範疇に含まれるが、他の賠償金とは区別して扱われていた。五刑は、一般に適用される正刑に属するが、国朝刑律には、一種の身分刑と見なされる貶資、罷職などがあり、これらは、主として、

有爵者の爵位などを下降せしめ、あるいは受刑者たる官僚の職を剥奪する懲戒処分であり、一種の名誉刑であつた。国朝刑律には、唐律のごとき官当法の規定はなかつたが、それに代わって、貶または貶資が実刑とほとんど同程度の重みをもつて、各条文中に定められていた。貶資は貶一資から貶五資までの五等級にわかれていた。貶の意味内容についての私見は、別の専論において詳述する予定である。

国朝刑律によると、五刑以外に充軍・補軍・刖、令衆三日などがみえ、他の文献によると、髡刑も行なわれたようである。充軍とか補軍に関しては、徒刑論文で触れたので、ここでは割愛する。刖は、軍政章のところに、将校の奉命征討中における失態に対し、重刖なる肉刑を科した用例があるが、他の文献では、賭博に対する反映刑としても刖刑が行なわれている。黎朝で実施された刖は、断手、断指となるように、手や指を断ち切る刑であつた。^{〔10〕}この切断刑に威嚇思想が内在していたことはいうまでもない。断趾の事例は見当たらぬ。令衆三日は、他の史料に記された「令徇衆三日」と同意語と考えられ、すでに、五代当時の中国で、徒刑に附科された「令衆一月」（旧五代史 卷一四六 食貨志 頤徳元年十二月所引の五代会要、および五代会要 卷二七 塩鐵雜條下 頤徳二年八月二十四日）などとみえるから、黎朝は、この中国の用語を継承したのである。これは、衆人への見せしめと犯人への懲罰のため、一定期間中、市などで犯人の罪状と刑罰を告示、もしくはそれを触れ回すことではなかつたかと推測する。髡刑は頭髪を剃り除く刑であるが、国朝刑律には記載がない。おそらく附加刑で、刑罰のなかでさほど重要な位置を占めていたとは思えない。附加刑といえば、主刑に附隨して

科せられる刑のことだが、国朝刑律では、謀反、謀大逆などの重罪に對して科せられる没官や田産没官などがこれに相當するものであった。

本節で述べたことは、国朝刑律に現われた刑罰体系の骨組にすぎず、行論中、大小の問題で欠落した部分もあるが、これをもつて、次節での検討に備えることが充分にできると思う。

(1) 仁井田陞『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会 一九五九)

補訂 一九八〇) 五八五・五九〇頁。

(2) 拙稿「ベトナム李朝刑法考——主として刑罰体系について——」

『史学雑誌』八二編一一号 一九七三) 四三・五六頁。同「陳朝刑

法雑考」(『史学雑誌』八四編九号 一九七五) 三〇・四五頁。

(3) 洪徳善政書の嫁女受財に、女子笞六〇、故黎律例の国朝新增条例六十四条にも、女子笞八〇の事例がみえる。また、洪徳善政書戸

婚章に、「婦人頑惡、高声大語、不從教化、杖八十、充女丁」とあって、女子杖八〇の適用例が記されている。

(4) 徒刑規定における字句の異同など、徒刑の詳細については別稿参考。

(5) 女子の流刑に関しては、姦通章の四〇一、四〇六条、闘訟章の四八一、五〇四条参照。その他、天南余暇集 条律 洪徳五年(一四五七)の禁私和令に流近州(洪徳善政書 洪徳五年の誘奸私和休令には流遠州)、大越史記本紀実録 卷一 黎太宗丁巳紹平四年(一四五七)十二月条に流遠州の例が示されている。

(6) その他、洪徳善政書 寶服制例、国朝洪徳年間例諸供体式 兄弟已分再彊、同書 占私田不納稅、同書 欺人取財、同書 戸婚類(三条等々に、国朝刑律に定めた原則に合致しない杖数を記した事例を見いだしうる。

(7) 刑律誌 刑法名例之別 「按五刑之法……然當初死刑、惟有絞斬二者、至元又加以凌遲、即前代所謂尙也、前代雖於法外用之、特以待

(8) 前注(2)掲「ベトナム李朝刑法考」五一・五二頁。同「陳朝刑法雑考」三五頁。

(9)

明律条文中的凌遲處死については、明律 卷一八 刑律 賊盜不能約束部伍、料敵制奪、以致敗失者、壻人以上以罰貶論、……柒拾人以上重刑(後略)(一四四条)。国朝刑律以外の別の事例として、西

刑法志 名例 五刑「死刑、斬、凌遲處死」参照。

(10)

軍政章「諸將校奉命征討、不能預先設備、為賊所襲、及臨陣不能

西順天二年(一四二九)春正月四日、國朝詔令善政 卷六 刑属

癸卯景治元年(一六六三)禁斷犯人贖罰令、大越史記本紀統編 卷

三 黎神宗下乙未盛德三年(一六五五)九月、大越史記本紀統編追

加 黎玄宗乙巳景治三年(一六六五)夏四月(國朝詔令善政 卷六

刑属 同年夏六月条も同じ)、欽定越史通鑑綱目 正編 卷三四

黎熙宗甲戌正和十五年(一六九四)夏五月、大越史記統編 同前、

同書 黎熙宗庚辰正和二十一年(一七〇〇)、同書 黎裕宗辛丑保泰二

年(一七二二)、欽定越史通鑑綱目 正編 卷三五 同年、等々の各

条参照。最後の保泰二年の記事によれば、この年、則指の刑が除かれたといふ。

(11) 令衆三日については、違制章(一八六、一九八各条)、闘訟章(四九二条)、詐偽章(五三〇条)参照。令徇衆三日については、大越史記本紀実録 卷一 黎太宗甲寅紹平元年(一四三四)「太廟厨兒阮注、

夫惡逆之極者、然不曾著於刑書、於刑書則始於元、而我黎朝律亦因之云」楊鴻烈『中國法律在東亞諸國之影響』(台灣商務印書館 一九七一)も、この死刑三等を「略同大元通制名例」(五一四頁)と述べた。仁井田氏は、凌遲が刑法典にみえるのは元代法にはじまつのではないと述べられたが(前注(1)掲 仁井田著書 五九二・五九三頁)、潘輝注は、五刑の一としての凌遲を問題にしたのだと思う。

桑室端・役端	稿役軍丁	杖						笞						刑罰		
		合計	杖	杖一〇〇	杖九〇	杖八〇	杖七〇	杖六〇	合計	笞	笞五〇	笞四〇	笞三〇	笞二〇	記載形式	刑罰の
0	6	14	4	0	0	3	1	6	5	1	4	0	0	0	0	衛禁
1	15	36	4	0	0	15	4	13	30	1	27	1	1	0	0	違制
0	4	13	1	2	0	5	3	2	1	0	0	0	1	0	0	軍政
1	5	18	3	0	0	5	4	6	5	1	4	0	0	0	0	戸婚
0	2	13	1	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	田産
0	0	11	0	0	1	6	0	4	11	0	11	0	0	0	0	始増田産
0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	姦通
0	3	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	盜賊
0	9	7	2	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	詐偽
0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	雜律
0	1	44	6	0	0	26	2	10	12	0	11	1	0	0	0	亡獄
0	1	2	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	断獄
0	4	12	3	0	0	6	1	2	5	0	2	0	3	0	0	合計
2	55	176	26	3	1	78	15	53	70	3	59	2	6	0	0	合計
死																死
死	陵遲	梶斬	絞	合計	流	遠州	外州	近州	合計	徒	春室婢	種田兵	炊室婢	象坊兵	記載形式	刑罰の
																刑罰
3	0	0	14	3	28	8	6	7	7	34	17	0	7	0	4	衛禁
10	0	0	7	3	45	39	3	1	2	81	61	0	1	0	3	違制
7	0	0	20	3	18	14	2	1	1	24	19	0	0	0	1	軍政
1	0	0	0	0	13	9	3	0	1	34	23	1	2	1	1	戸婚
0	0	0	1	0	3	2	1	0	0	7	5	0	0	0	0	田産
0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	始増田産
2	0	0	4	0	7	5	2	0	0	3	1	0	1	0	0	姦通
1	0	6	18	11	24	5	9	6	4	32	18	0	4	0	7	盜賊
1	0	1	12	14	32	6	12	9	5	31	9	1	6	1	5	闕訟
1	0	0	7	3	15	9	3	1	2	26	17	0	1	0	4	詐偽
3	0	0	3	0	12	12	0	0	0	31	28	0	2	0	0	雜律
0	0	0	3	0	2	1	1	0	0	4	2	0	0	0	1	捕亡獄
1	0	0	0	0	6	4	2	0	0	15	7	0	1	0	3	断獄
30	0	7	89	37	206	114	44	25	23	323	208	2	25	2	29	合計
罷職																罷職
合計	罷職	罷職	合計	貶	貶	貶五資	貶四資	貶三資	貶二資	合計	罰銭(無額)	罰銭(有額)	合計	記載形式	刑罰の	刑罰
						1	1	0	43	18	0	0	4	7	14	17
28	19	9	146	71	1	0	14	24	36	70	30	40	20	12	130	違制
6	5	1	29	16	1	0	6	3	3	3	2	1	30	1	30	軍政
11	10	1	56	27	0	0	9	5	15	13	8	5	1	1	戸婚	
1	0	1	39	10	1	0	8	11	9	12	9	3	1	1	田産	
0	0	0	15	1	0	0	0	4	10	0	0	0	0	0	0	始増田産
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	1	姦通
3	2	1	24	12	2	0	6	4	0	4	3	1	36	1	36	盜賊
0	0	0	32	5	0	1	9	7	10	3	2	1	28	1	28	闕訟
1	1	0	17	9	0	0	4	2	2	5	2	3	11	1	11	詐偽
9	8	1	76	38	1	0	5	9	23	20	10	10	6	1	6	雜律
1	1	0	12	5	0	0	1	1	5	2	1	1	3	1	3	捕亡獄
3	0	3	52	16	0	0	5	10	21	33	20	13	1	1	1	断獄
64	47	17	542	228	6	1	71	88	148	182	95	87	163	1	1	合計

別表(3) 国朝刑律に記された刑罰統計表

(12) 髪刑に関しては、洪徳善政書「妻妾嫉妬而争殴罵者髡、由妻妾失序(後略)」参照。

鬚刑に関しては、「元天祐捕奏、乃加注罪、仍令徇衆三日」(大越史記統編) 参照。黎顯宗辛卯景興三十一年(一七七一)十二月の条には、絞刑棄市の事例があり、絞刑に処したうえで屍を市中にさらすという公衆刑が執行された。令衆三日は、これとは異なるが、主刑に附隨した一種の公衆刑的措置であろう。

国朝刑律に定めた罰則規定には、そのほとんどすべてに特定の刑罰が法定されたが、その刑名の記載方法に顕著な特徴を見いだすことができる。この記載方法上の特徴を探るために、まず作成したのが、別表(3)「国朝刑律に記された刑罰統計表」である。この統計表は、総則篇に相当する名例章以外のすべての篇目(章)の各条文に刑罰として具体的に明記された刑名を機械的に集計したものであり、「備考」に附記したように、「減毫等」、「加毫等」、「与同罪」などの法定形式、使用頻度の極少な刑罰、および賠償金の場合は、この統

第四節 刑罰法定上の特徴

〔備考〕

(イ) この統計表は、名例章以外のすべての篇目の条文（注を含む）に刑罰として具体的に明記された刑名を機械的に集計したものである。

(ロ) 「減壹等」、「加壹等」、「罪如之」、「罰亦如之」、「罰錢如之」、「流反之」、「杖如之」、「貶如之」、「免杖」、「与同罪」などの法定形式は、この集計から除外した。一八六と四五二両条の「罰錢」は賠償の意と思われるので、これを罰錢の項に加えなかつた。

(ハ) 一九一条の「以罰貶罰論」は、「以罰貶論」が正確と思われるのと後者に従い集計した。また、六三六条の「以徒論」は、黎朝刑律と刑律誌に「以貶徒論」とあり、七一三条の「以貶罰論」も同じく両書に「以貶罷論」と記すが、いまは国朝刑律に従い集計した。

(ニ) 「罷職爵」（二〇七条）は罷職の項に、「徒樟卒」（二六九条）は役丁・犒丁の項に、それぞれ加え、「罰錢參賞或式賞」（二三三条）は別々に集計した。

(ホ) その他、「降職爵壹等」（二二三条）、「降職爵各三等」「補參等軍」「充補本軍三等軍」（各々二八三条）、「補本府軍」（二八五条）、「充軍」（二八八条）、「補軍」（二九〇条）、「重刑」（二四四条）、「降次」（二五三条）、「失所監」（二六七条）等々は、集計の対象に含めなかつた。

答一〇や二一〇が実際の条文上に定められたのに対し、それらが国朝刑律の条文中にいつさい記されていないことは、この法典の量刑が唐明律よりけつして軽くなかったことを暗示しているようである。陵遲が現実の律文上に一度も法定されなかつたが故に、直ちにこの刑罰の効用を軽視してはならない。前節で述べたように、本来、この加辱的刑罰には威嚇主義的、予防主義的性格があり、五刑のなかに規定しておくだけでも大きな意味があると思量されたからである。

第二に、統計表によると、五刑のなかでは、徒刑の適用例が最多であり、流刑がこれにつき、両者で実刑の過半数を完全に超え、黎朝刑罰において徒刑の有する重要性を強調しなければならない。この法典の刑罰体系でも、やはり自由刑は重要な位置を占め、軽視しえぬ意義を有していたことを想起させる。

第三に、貶資の適用例が五〇〇回を優に超え、各種の刑名中、もつとも頻度の高いことに注目される。貶もしくは貶資は、官僚を中心とする諸階層の身分的秩序（爵制）における下向的変更を本義とした制裁処分であり、この法典の刑罰体系に名譽刑的性格を附与するものとして看過しえないものである。この貶資に、主として官僚に科せられた罰錢と罷職を加えると、国朝刑律が国家権力の担い手たる官僚層の不法・違法行為を防止し、かれらの職務活動を厳正にせしめようという意図を持ち合わせた法典でもあつたことを知らしめる。

第四に、これが本節での最重要課題だが、別掲統計表で明示されたりのように、個々の条文中で刑罰を定めるときに、特定の具体的な刑名（笞一〇、流近州、等々）を指定せず、ただ単に徒、流、貶などの

計表から除外されている。

ところで、当該統計表を一瞥すると、次のような問題点を指摘することができる。

第一に、一見して目につくことは、名例章の冒頭に五刑の一として規定されたにもかかわらず、条文上に一度も登場しない刑罰が三種あることである。それらは笞一〇、笞二〇および陵遲である。もつとも、笞にしても陵遲にしても、笞という法定形式が三回、死という法定形式が三〇回あつて、笞一〇とか陵遲に処せられるることは充分にありえたわけである。しかし、それにしても、唐明律の場合、

形式で法定した場合がすこぶる多い」ということである。とりわけ、その傾向は徒、流、死、貶において著しく、徒刑は三三三回のうち、その種別を指定しないのが二〇八回（六一・三%）、流刑は二〇六回のうち、近州、外州、遠州などの種別を指定しないのが一一四回（五五・三%）、死刑は一六三回のうち、死刑の種別を指定しないのが三〇回（一八・四%）、さらに、貶は五四二回のうち、貶資の等級を限定しないのが二二八回（四二・一%）に達する。こうして、国朝刑律における刑の法定形式には、唐明律とは明らかに違った特徴が存するのを確認することができる。

そこで、別表(3)によつてえられた第四の問題点に対する吟味検討をさらに深め、国朝刑律の特徴をより明確にしてみよう。国朝刑律を読むと、確かに、笞、杖、徒、流、死、貶などという形式で刑罰を法定し、そのなかの種別を限定しない場合がすこぶる多いのであるが、このような刑罰の法定が常に同一の書式で記されたのではない。いま、これを整理すると、次の四種に分類することができる。

- (1) 一種類の刑名による單記形式
 - ① 「以徒論」(七三例) ② 「以貶論」(四八例) ③ 「以流論」(三八例) ④ 「以罰論」(一一例) ⑤ 「論罰」(九例) ⑥ 「以杖論」(一一例) ⑦ 「以死論」(二例) ⑧ 「处死」(三例) 等々。
- (2) 二種類の刑名による連記形式
 - ① 「以貶徒論」(六二例) ② 「以貶罰」(罰貶)論(四二例) ③ 「以徒流論」(四一例) ④ 「以徒流論」(三九例) ⑤ 「以流死論」(一七例) ⑥ 「以杖貶論」(一四例) ⑦ 「以杖罰論」(六例) ⑧ 「以笞罰論」(二例) 等々。
- (3) 二種類の刑名による連記形式

- ① 「以徒流死論」(五例) ② 「以貶徒流論」(四例) ③ 「以罰貶徒論」(三例) ④ 「以罰貶罷論」(二例) ⑤ 「以貶罷徒論」(二例) 等々。

(4) 四種類の刑名による連記形式

① 「以罰貶徒流論」(一例)

このうち、最初の單記の法定形式は、たとえば、「以貶論」とあれば、貶一資から貶五資までの間で、「以徒論」とあれば、役丁・役婦から種田兵・眷室婢までの間で、それぞれいすれかの刑罰に論断することを意味するが、二種類以上の連記形式にあつては、指定された当該刑名内部の取り扱いは單記のときと同一であるが、ここに連記された刑罰は併科を示すのか、あるいは選択裁量を意味するのか、という問題が新たに生起する。実は、この問題はそつ簡単に解決できるものではなく、各々の条文について吟味分析のうえ正解を獲得しなければならないと思う。ただ一般的にいえば、「以貶徒論」とあれば、貶と徒の併科というよりは、官爵所有者には貶、無官爵者には徒という取り扱いであつたことが充分に想定できるし、逆に、二種以上の連記形式に、同一罪囚への刑罰併科を意味する場合があるはあつたかもしれない。だから、この連記法定形式は、官爵所有者と無官爵者双方への配慮を前提としたものであり、その他の場合はすべて併科であつたと速断してはならない。ことに、「以徒流論」、「以流死論」、「以徒流死論」、「以罰貶徒流論」などとあるのは、とても二種以上の刑罰の併科を意味したとは考えられず、明らかに裁判官に対し、二者もしくは二者以上の刑罰からの択一を容認した法定刑である。

次に掲げるのは、この問題を考察するための興味深い律文である

う。すなわち、唐律疏議 卷二七 雜律と、明律 卷二六 刑律
雜犯に、

諸不心得為而為之者、笞四十、謂律令無条、理不可為者、事理重者、杖八十
とあるが、これと同趣旨の律文が、國朝刑律 雜律章には、六四二条

とあり、たゞえ律令に成文がなくても、道理としてなすべからざる行為を犯した者に対し、一定の量刑で処罰しうる条文を定めたが、その際、唐明律は笞四〇もしくは杖八〇と量刑を絶対化したが、一方、この律文を継受した黎律は、貶罷もしくは徒流(貶罷は刑律誌に貶罰と記す)と定め、刑罰量定の範囲を広げたことに着目しなければならない。この条文に記された「以貶罷論」は、後者の「以徒流論」と対置されており、両者を対応関係において判断すると、貶と罷の併科ではなく、貶もしくは罷をもつて論断するという意に解するのが自然であろう。

目を近代刑法に転じると、一般に法定刑の定め方にいくつかの方法があり、「裁判官の裁量の幅を認めず、ある罪で有罪となつたときは当然ある刑を言い渡さなければならない」ような法定刑の定め方を絶対的法定刑といい、一方、「裁判官がいくつかの種類の刑のうち適当と認めるものを選ぶことができるとするもの、あるいは、一定の枠内で、刑期または罰金額を定めることを認める法定刑の定め方」を相對的法定刑と称される。⁽²⁾もし、この刑法用語を借用することが許されるなら、總体として、国朝刑律は、絶対的法定刑主義の立場に立脚しつつ、相對的に刑を法定する方法、つまり相對的法定刑主義の精神も採用していたといえるであろう。唐明律は、個々の犯罪に対する刑罰の種類と分量を厳格に法定するという絶対的法定刑主

義の原理を終始貫徹し、法定刑の範囲内での刑の量定という問題は原則として存在しなかつた。無論、絶対的法定刑の唐明律といえども、酌量輕減により量刑を動かしたが、これは全然別個の問題である。ここでは、法典の正文上の法定の仕方に限定しているからである。唐明律では、笞一〇、徒一年とか斬というように、刑罰の種類と分量はきわめて厳格に、かつ具体的に定められ、「以流論」や「以死論」のような形式で刑罰が法定されることは、原則としてみられない。⁽³⁾まして、「以流死論」のよくな連称形式での法定刑はなかつたと考へる。この限りで、裁判官による裁量の余地はまったく存しない。元史刑法志に唐明律とは異なる条文の書式が少しくみえるが、これは国朝刑律とは別個の書式であり、この件で、両者の間になんらかの関連を見いだすのは無理である。⁽⁴⁾これに対し、国朝刑律は、唐明律と同様、一方では、刑罰の種類と分量を限定したが、他方では、これらを相對的に法定し、その定められた刑罰量定の範囲内でのいかなる刑に量定するかは裁判官の判断に委ねるという形式を採用したのである。前掲の連記形式をみても瞭然たるごとく、刑罰量定の範囲はけつして広くはなく、裁判官の裁量の余地は狭かつたという感もないではないが、しかし、このよくな刑罰法定の形式は、国朝刑律構成上の一特徴であると断じてよからう。

ローマ法において、政務官に認められた自由裁量の範囲はきわめて広かつた。ローマの政務官は、刑を科すべきか、いかなる刑にすべきか、その刑の量定をいかにすべきかについて、かれの自由裁量に従つて制定した。そして、このような自由裁量主義はローマ法の主觀主義的性格と結びついていたといわれる。⁽⁵⁾国朝刑律の一定範囲内の裁量許容とローマ法の広範な自由裁量権とを同一視できるも

のではないし、これをもつて、直ちに国朝刑律にも主觀主義的刑法の性格がみられたと推論するつもりはいささかもない。しかし、中央集権的專制国家の法という制約内にあつたとはいえ、この連記形式の法定刑は、裁判官に対し判决の宣告にある程度の余裕を与えたであろうし、国朝刑律という名の法典に柔軟な性格を附与する因となつたことは否定できない。東アジア律令世界の最南端では、ある面での融通性と柔軟性を具有した特色ある法典が創出されたのである。

残された問題は、刑罰を相対的に法定するという形の柔軟性がいかなる理由に基づくのかという疑問を解明することである。且下、この疑問に確答を提示する域に達してはいないが将来における考察のため、少なくとも、次の諸点だけは指摘しておかねばならない。

(1) 私見によれば、この刑罰連記による法定形式は、立法技術の未熟とか法典編纂上の未整備などという、技術的な問題から生じたものではない。黎朝の法制史料（天南余暇集、条律、洪徳善政書、国朝洪徳年間例諸供体式、歴朝憲章類誌、卷一五、官職誌、庶司職掌之殊、等々）に収録された黎代の諸法令のなかにも、かかる形式によつて刑罰を定めた場合が少ないのでなく、現実に、国朝刑律と同形式の法令が発布されていたからである。いわば、刑を相対的に法定する方法には、黎朝当時の立法者の、この問題に対するなんらかの意識が反映されているはずである。

(2) 刑罰の連記形式を採用せしめた理由の一つとして、大多数の条文に、官吏などに対する閏刑と無爵の一般人に対する実刑とを、同時に併記しなければならなかつたということも挙げられる。「以貶徒論」は、その比較的わかり易い形式であろう。しかし、これは事柄

の一面にすぎず、この問題の本質ではあるまい。

(3) この問題には、ベトナム支配層の、國家の制定法に対する一定の理解、つまり、國家の法典は、あくまでも原則と基準を示したものであり、刑罰を担当する者の執務上の準則であつて、あらかじめ法典の条文中に運用時における一定の範囲内での裁量を容認したとしても、国法上の問題はないという理解が存したようと思える。

(4) 同一条文上に、刑を絶対的に法定したものと相対的に法定したものとの混在例もみられるが、これも条文の不備という風には解釈しない。むしろ、当時のベトナム立法者の柔軟な思考がこういう形で表われたのではないかろうか。ついでに附言すると、国朝刑律の全條文のなかでも、國家権力や身分秩序に対する侵害行為のよつた重罪には、絶対的な法定形式が比較的に多用されている。

(5) 法典編纂は、「外部的・政治的な新たな創造の結果として、または、政治団体の内部的・社会的結合をめざす諸身分もしくは諸階層の妥協の結果として、事情によつては、また、同時にこの両者の結果として⁽⁶⁾」必要になるといわれるが、国朝刑律の構成と内容に、中央と地方の権力関係・階級と社会関係のあり方が大きく反映していることは論をまたないであろう。端的にいふと、国朝刑律が唐明律と同形式の絶対的法定刑一色に塗りつぶされなかつたのは、黎朝では、皇帝権力に対し、官僚や在地勢力が相対的（隋唐の皇帝権力と対比しての意）に強大であつたからではないのか、皇帝権力と官僚・在地勢力との力関係が、この法典の一特徴を創出する本質的原因であつたという見通しはどうであろうか。

本節で指摘した刑罰の法定形式は、国朝刑律を理解するうえで枝葉末節の問題ではないようと思われる。さきの五点に関しても、国

之」、「坐罪」、「罪之」等々の表現がみられる。これらの表現が国朝刑律の法定形式に影響を与えたとは思えない。元史刑法志の答校・徒には数量が記されていて、具体的である。

(5) 原田慶吉『ローマ法の原理』(清水弘文堂 一九四九) 二〇〇—二〇一頁。

(6) ウエーバー著 小野木常編訳『法社会学』(日本評論社 一九五九) 三三四頁。

(7) 国朝刑律の条文上に密告者への賞賜規定が散見できる。密告制の重視も国家権力と地域・村落社会との関連を検討する一素材である。

おわりに

くり返すまでもなく、国朝刑律は黎法研究の基本的史料である。

国朝刑律と黎朝刑律を対比照合すると、条文総数と用語などに微細な異同があるにすぎないが、両刑律と刑律誌を比較校合すると、篇目構成と収録条文数に少くない相違を見いだす。これは、一つには、刑律誌の編者が黎法典を独自に再構成したことから生じた相違であり、いま一つは、刑律誌の編纂から伝写の過程で生じた錯誤と脱落による相違ではないかと推測する。

国朝刑律(黎朝刑律)は、おむね唐律の構成を継承したが、各々の篇目を章別に編成した。章の名称としては、違制、軍政、姦通、盜賊などがいろいろな意味で唐明律と符合しないので注目される。これらの用語は、もともと中国側の造語であるが、国朝刑律で右の諸用語を章名として採用したときには、ベトナム側の独自の判断と創意工夫が作用したようである。この法典に収載された全条文を概

観すると、唐明律を機械的に継承した条文はきわめて少なく、独自の条文を新規に創作したり、中国の律以外の法令を継受改造したり、徒に数量が記されていて、具体的である。

本文に組み込んだり、さらに不必要的条文を除外して採用しないなど、多彩な配慮と創意の跡が目に留まる。法典成立までに、かなりの時間をかけて、律令學習と条文検討が積み重ねられたことを想像するのは困難でない。

刑罰体系は、唐律の正刑たる五刑を踏襲して基本とし、貶資、罷職、失所管などの一種の名誉刑をも重視し、これに刖や髡などの身体刑、田産没官のような形式で記された附加刑を加え、さらに、各自的実刑等に対し、賠償金を併科するものであった。国朝刑律には、黎朝當時、盛んに行なわれた充軍の刑も定められたが、この刑を条文中に法定したのは例外的であり、自由刑は、ほぼ徒と流で統一されていた。徒刑、流刑と死刑には特徴があり、とりわけ、徒刑は、独自の研究課題となりうる形式と内容を具備していた。

国朝刑律は、刑を量定するとき、刑罰の種類と分量を厳格かつ絶対的に指定する形式と、ある程度の刑罰量定の範囲を定める形式を併用した。前者は、前近代法で一般的にみられる絶対的法定刑であり、後者は、「以徒流論」など、刑罰量定の範囲はさほど広くないが、相対的法定刑と呼んでよからう。管見によれば、刑罰の相対的法定形式は、裁判官に対し、一定範囲内での裁量を容認するという認識がなければ成立しえず、当時のベトナム支配層の刑の法定に対する意味での柔軟性と融通性のある態度を示したものであり、制定法の未熟とか不統一というような立法技術に係わる問題ではない。

たのであり、それほど広範な裁量権が認められていたのではないが、しかし、裁判とは律の機械的操作にすぎないと解するのも誤りであろう。国朝刑律にみられる刑罰法定の柔軟的性質は、制定法、とくに刑の法定に関するベトナム国家の理解を表明したものであり、この柔軟性の中に、ベトナム国家の独自の法意識を読み取ることができると考へる。前節で揭示したところによると、複数刑罰の連記による法定形式は、官僚に対する罰則規定のなかで多用されている。これも看過しえぬ問題であり、皇帝権力と官僚・在地勢力との力関係、ひいては、中国専制国家と完全には同等同質といえない黎朝専制国家の性格と特質を法的側面から考究する一つの手がかりになるであろう。